



## 1 災害時における生活衛生サービスの提供について

県内外で大規模災害が頻発する中、ひとたび大災害が発生すると、まずは、被災された方々への緊急的な衣食住の提供が始まりますが、「潤いある生活」を取り戻すためには、多様な生活衛生サービスが幅広く速やかに提供される必要があります。

こうしたことから、令和6年6月に、三重県と県内13生活衛生同業組合、指導センターとの間で「**災害時における被災者の生活衛生の確保に向けた支援に関する協定**」が締結されました。この協定の実効性を高めるため、生衛組合と指導センターが連携して、防災セミナーの開催や検討会議を設置しました。

### (1)「生衛業 防災力向上セミナー～地域で頼られる店づくりをめざして～」の開催

令和7年7月28日、サン・ワーク津にて、三重大学大学院工学研究科の川口淳教授を講師にお迎えして、生衛業の防災力を向上するための講演会を開催しました。

セミナーに続いて開催されたワークショップ(参加者会議)では参加者それぞれが考えた災害時の心配事などを話し合い、「仲間同士で助け合う組合づくりが大切だと思う」などの意見が交わされました。



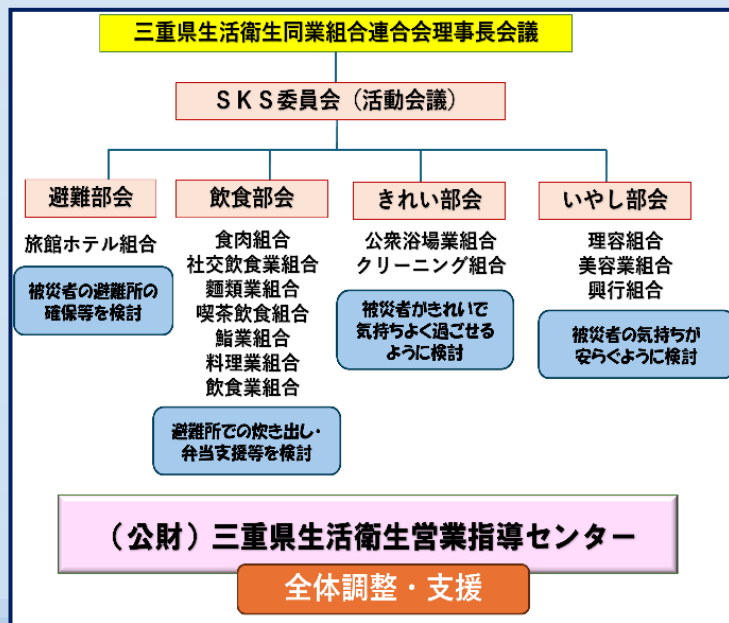
災害時にこそ、お客様のお役に立ちたい。

### (2)検討部会の開催について

避難者の環境整備、炊き出しや弁当の手配などをスムーズに実施できる手法、被災者の生活衛生面サービス(入浴、洗濯、ヘアカット等)提供などについて支援項目別に「災害時支援対策検討部会」(4部会)を設置、検討を進めています。

令和7年9月に第1回、11月に第2回を開催、全体会議を令和8年2月27日に開催後、今年度中に、「生活衛生組合による災害時支援ハンドブック(仮称)」を作成する予定です。

今後も行政機関や生衛組合等と連携して、被災地で必要とされる生活衛生サービスが迅速に提供されるよう取り組んでいきます。



## 2 災害時支援ハンドブックとは

災害時支援協定の実効性を高めるため、①食事支援、②宿泊支援、③入浴支援、④理美容支援、⑤洗濯支援、⑥出張上映支援などの取組について、**行政機関と生衛組合等との情報共有を深め、災害発生時に、互いの力を結集して継続的な生衛サービスの提供につなげることをめざして作成するものです。**

※当ハンドブックでは、各分野ごとに取組内容を整理しています。

### ①食事支援関係

避難所での炊き出し、被災地への弁当配達、セントラルキッチン方式等により、被災者への食事支援を行います。



### ②宿泊支援関係

要配慮者（一般避難者）に対しての一時的な宿泊施設の提供を行います。



### ③入浴支援関係

被災者の入浴支援を行います。



### ④理美容支援関係

被災者への理美容サービス等を提供します。



### ⑤洗濯支援関係

被災者の衣類に対する洗濯サービスを実施します。



### ⑥出張上映等支援関係

被災地での出張上映等を実施します。



### 【災害発生後の支援イメージ】

